

下水道法・愛知県条例・弥富市条例の規定に基づく下水道排除基準

主旨	対象者		特定事業場		一 及 非特定事業場
			排水量50m <sup>3</sup> /日以上	排水量50m <sup>3</sup> /日未満	
対象物質または項目					
施設・機能	保全基準	温度	45℃未満	45℃未満	45℃未満
		水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
	機能	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5以下	5以下	5以下
		鉱油類含有量	5以下	5以下	5以下
	環境	動植物油類含有量	30以下	30以下	30以下
		窒素消費量	220未満	220未満	220未満
	項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満	380未満
		生物化学的酸素要求量(BOD)	5日間に600未満	5日間に600未満	5日間に600未満
	等	浮遊物質質量(SS)	600未満	600未満	600未満
		窒素含有量	240未満	240未満	240未満
	政令	燐含有量	32未満	32未満	32未満
		フェノール類	5以下	5以下	5以下
	健康	銅及びその化合物	3以下	3以下	3以下
		亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	2以下
	基準	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	10以下
		マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	10以下
	目	クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下
		カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	目	シアン化合物	1以下	1以下	1以下
		有機リン化合物	1以下	1以下	1以下
	目	鉛及び化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		六価クロム化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	目	砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		総水銀	0.005以下	0.005以下	0.005以下
	目	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下
	目	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	目	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	目	1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下
		1・1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下
	目	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下
		1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下
	目	1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		1・3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	目	チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	目	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	目	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ほう素及びその化合物	230以下	230以下	230以下
	目	ふっ素及びその化合物	15以下	15以下	15以下
		1・4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下
		ダイオキシン類	10pg/l以下	10pg/l以下	10pg/l以下

注1  内は、直罰対象の排除基準を示す。

2  内は、排水量が20m<sup>3</sup>/日以上の新設の工場又は事業場については直罰対象となる。

備考1 単位は、温度、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。

2 ほう素及びふっ素とそれぞれその化合物については、海域を放流先とする水質基準値を採用。